

2019年7月8日
関東鉄道株式会社

消費税率引上げに伴う一般路線バス(乗合バス)の上限運賃改定の申請について

関東鉄道株式会社(本社:茨城県土浦市,代表取締役社長 松上 英一郎)では,2019年5月31日付けにて国土交通省に一般路線バス運賃の変更認可申請を行いました。申請の理由及び申請概要は下記のとおりです。

1. 申請理由

2019年10月1日実施予定の消費税率引上げに伴う税負担分の運賃への転嫁のため

2. 申請概要

(1)申請日 2019年5月31日(金)

(2)運賃改定実施予定日 2019年10月1日(火)

(3)改定上限運賃の平均改定率 1.842%(参考:消費税率引上げ率 1.852%)

(4)改定運賃の概要

①普通運賃(対キロ区間制)

・消費税をより適正に転嫁することを目的として,ICカードでお支払いされる際の運賃を「1円単位」といたします。(現金でお支払いされる際の運賃は,従来どおり「10円単位」となります。)

・値上げ額 IC運賃:▲2円~38円 現金運賃:0円~40円

初乗り運賃 IC運賃:168円 現金運賃170円 現行運賃170円

②回数券運賃,定期券運賃

改定後の普通運賃額(現金運賃)を基準運賃として,従来どおりの計算方により算出します。

③金額式回数券の割引率変更について

当社においてご利用の多い区間(現行170円~220円区間)の普通運賃が据置き若しくはIC運賃を導入することにより一部値下げ(170円~200円区間)となることから,全体の増収率が110/108に収まるよう,金額式回数券の割引率を変更させていただきます。(現行9.09%引きを6.40%引きに変更)

4. その他

(1)高速バス運賃につきましては,現在検討中で,今後届出する予定です。

(2)当社グループバス会社(関鉄グリーンバス(株),関鉄パープルバス(株),関鉄観光バス(株))につきましても,当社と同内容にて申請しております。

※その他,詳細な改定内容につきましては,認可を受け次第,お知らせいたします。

【本件に対するお問い合わせ先】 関東鉄道(株)自動車部管理課 029-822-3724(平日 8:00~17:30)